

特定非営利活動法人（NPO 法人）の保証取扱いのご案内

中小企業信用保険法の改正に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から特定非営利活動法人（NPO 法人）が信用保証制度の対象となりました。

1 対象となる特定非営利活動法人（NPO 法人）

次の規模要件を満たす特定非営利活動法人（NPO 法人）で、保証対象業種を営む者がご利用いただけます（雇用関係がないボランティア等は従業員に含まれません）。

業 種	常時使用する従業員数
製 造 業	300 人以下
サービス業・卸売業	100 人以下
小 売 業	50 人以下

2 利用できる保証制度

原則として、地方公共団体の制度も含め、ほとんどの保証制度が利用できます。

ただし、ご利用いただけない保証制度もありますので、詳細は当協会までお問い合わせください。

3 取扱開始期日 平成 27 年 10 月 1 日

4 対象資金

事業活動のための資金に限ります。

5 その他

詳細については、下記までお問い合わせください。

山梨県信用保証協会
保証部 保証推進課
TEL：055-235-9701
FAX：055-232-0166
フリーダイヤル：0120-970-260
E-mail：shinpo-yamanashi@rondo.ocn.ne.jp